

会 議	福 祉 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録
日 時	令和7年3月17日（月曜日） 開会 午前 9時06分 閉会 午前 9時31分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 都 築 幸 夫 副委員長 田 境 毅 野 坂 純 子 松 本 忠 明 長 谷 川 進 石 原 昇 丸 山 千代子 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	鈴 木 久 夫
傍 聴 者	藤本和美議員、廣野房男議員、吉本智明議員、 稲吉照夫議員、黒木一議員、岩本知帆議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 健康福祉部長 山 本 晴 彦 環境経済部長 大 熊 隆 之 建設部長 鳥 居 靖 久 上下水道部長 齋 藤 啓 一 環境経済部次長兼環境課長 近 藤 伸 繁 建設部次長兼土木課長 谷 川 啓 上水道部次長 山 崎 二 朗 福祉課長 横 田 隆 之 都市計画課長 小 林 英 男 水道課長 安 藤 秀 行 水道課主幹 福 岡 昌 実
議会事務局職員	主 事 安 川 麻 里
会 議 に 付 し た 案 件	第13号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について 第14号議案 幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について 第15号議案 幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制 定について 第16号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について 第17号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一 部改正について 第18号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設 置に関する基準を定める条例の一部改正について 第19号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等 の一部改正について 第20号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に 関する条例の一部を改正する条例の一部改正について 第21号議案 町道路線の認定及び廃止について

委員長 皆さん、おはようございます。

先週は急に暖かくなりまして、中央公園の東側の入り口にある早咲き桜が、急に咲き出したわけでございます。昨日見てきましたけども、ほぼ満開に近いというようなことで、ちょうど見頃となっております。この中央公園の早咲き桜ですけども、葵カントリーの河津桜をこちらのほうに植樹から植えられたということを以前聞いたことがあります。今、桜の名所になっている岡崎のですね、乙川の葵桜、僕は昨日ちょっと意外と知らなくて、ここはですね、かつてのこの葵カントリーの桜を見られて、葵カントリーと同じ桜をね、岡崎のお隣に植えたいということから何か始まって、何か名所になっているというふうな、そのような桜であったということのようであります。幸田町のですね、芦谷というのは松平竹千代の乳母ですかね、乳母の内藤松の生誕地でございますけども、葵というのが徳川家の紋であるということもあってですね、この中央公園の早咲き桜もね、内藤松の縁のある葵桜というふうに命名してですね、あそこに看板を立てて内藤松をもっと町民に知ってもらおうようにということで、材料にしてですね、中央公園のこちらの桜の木をですね、見どころの一つにしたらどうかなと思うわけであります。もうちょっと河津桜をちょっとバージョンアップしてですね、ちょっとしたほうがいいかなと思います。そんなようなことをちょっと考えたわけであります。ということをやちょっと提案してみてもいいと思います。

じゃあ、開会に先立ちまして、町長より挨拶をいただきたいと思います。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

区長会もですね、先週の金曜日に最後の3月の区長会をもって令和6年度の区長会を無事終了することができました。また、先週と、先週の前とこの土日ではほとんど全区のですね、役員会だとか、総会、婦人会、いろんな名目がありますがどれも無事終了してですね、新旧役員、区長さん等々、新しい役員の交代が無事に滞りなく終わったと思っておるところでございます。3月8日に名豊道路が開通をさせていただきましたけども、今、いろんな新聞等を見ておりますと、開通してもですね、まだ渋滞はかなりあるというようなことで、測量、あとは通行量調査もすぐやっておりますけども、4車線化に向けてですね、進めていくための陳情等もですね、継続してやっていかなくてはならないなというふうに感じたところでございます。

それから、グループホーム恵の関係でありますけども、経済的虐待もあったということで、今、新しい業態が変わったわけですけども、この恵ホームさんからの、今までの還付金といいますか、等々が返却されるということで、これ国、県、町の費用も負担も伴って返却されてくるわけですが、まだ、精査の段階には至っておりません。どこからそういった還付金の期日を遡るかだとか、また延滞金のような取扱いもありますんで、最終日にはですね、最終的に県、そして町に返ってくる還付金の額等についてですね、お答えをさせていただきたいと思っております。ただ、事務局とお話ししてる分にはですね、延滞金のような話は幸田町は条例規則等が整ってないものですから、そういったことの請求はちょっと難しいかなと思ってますけども、それはそれで町としてもですね、条例的な整備が必要だなということを気づかせていただきました。また、これは後日報

告をさせていただきたいと思っております。

それから映画のロケの関係であります、合併70周年におきまして映画、商工会の主催の映画だとか、そして町主催のドラマ等々を行っております。3月23日の日曜日は東海テレビ、東海3県だけでありますけれども、最高のオバハン、中島ハルコスピンオフ、スピンオフというのは幸田町のテーマで幸田町のみで撮影した映画のドラマ化ということでありますけれども、これが放送されると、3月23日、日曜日の1時半ということでございます。このドラマにつきましては3月29日土曜日午後6時半から、町民会館のつばきホールでこのドラマの上映会を開催させていただきます。進藤監督、そしてまた出演者の合田雅吏さん、雛形あきこさん、岩永ひひおさん、三名の方が舞台挨拶に来ていただけるという情報を得ております。商工会でつくっておりますサイボーグ一心太助についてもですね、4月19日から幸田町合併70周年記念映画サイボーグ一心太助ということで、これはですね、名古屋のシネマスコーレで公開されて、そのあと、後日、町の方でもですね、公開をしていく予定であるということをお伝えさせていただきたいと思っております。

今日は9件にわたりまして付託された議案について御審議いただきますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより福祉産業建設委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 6分

委員長 これより、議事に入ります。

さきの定例会、本会議において本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第13号議案 「幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し採決いたします。

第13号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員でございます。

よって、第13号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案 「幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 この改正でありますけれども、熱中症対策の推進ということで、このクリ

ーン運動の期間を長く持つわけでございますけれども、このクリーン運動は、それぞれの区において日程が決められるというふうに思いますけれども、実際ですね、地域によってはただ歩くだけというようなこともあるわけですね。そうしたことにおきまして、運動として成り立つのかどうなのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 環境課長。

環境課長 クリーン運動につきましては、確かに長い歴史の中で、各区の方でいろいろほかの事業、何かとセットでやられてみえるとかいう話も実際にお伺いしております。その活動を一々環境課のほうで見させていただくとかいうことはないわけですが、条例のほうで定めさせていただいておりますけれども、各区が自主的にやっていただく事業なものですから、その点につきましては地域の中で培ってきたやり方があると思いますので、それがクリーン運動、いわゆるごみ拾い、環境美化につながってるかどうかというのはまた一つの考え方でありまして、各区のやり方にお任せしたいというふうに考えております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 確かにですね、やっぱりモラルの低下によってですね、空き缶がかなりあちこちですね、大通りですといっぱい散らばっているわけですが、この運動の日を5月30日から6月5日までの間という短い期間限定の中で一斉にこれをやるということはそうした注目されるわけではございますが、この9月1日から12月31日までのとなってしまうと、これは分散化することによって、それがやっぱり一斉に運動してるなという感覚が今度は見受けられなくなると、そうしたまた低下につながってくるんじゃないかなと思うんですが、その辺はですね、これは全国的な取組でこのようになったのか、それとも幸田町だけなのか、その辺をですね、伺いたいなと思っております。

委員長 環境課長。

環境課長 まず、5月30日とか6月の第1週というのは語呂合わせでごみゼロ運動であったりとか、あと、6月の第1週というのは世界環境デーというような位置づけがあります。その中で幸田町もごみ拾いを内容としたクリーン運動をしましょうというのも条例を立ち上げたときにはあったと思います。実はこっちの9月のほう、第2回目の9月のほうにつきましては、私もいろいろ聞いてみたんですけども、どうも特段な9月にやらなきゃというような理由が見つけられなくてですね、その半年後の意味合いで、年に2回はクリーン運動をやりましょうというような流れの中で9月というのが決まってきたのかなというふうに見ております。そうしたことで、昨今の熱中症対策といいますか暑さの中で、その地元の方が大変だよというお話を伺いましたので、確かに統一性といいますか、幸田町全体が一体、一丸となったようなイベントではなくなってしまうんですけども、その分につきましては実際に各区で実施していただくことで町民の皆さん、各区の催しの中で町民の皆さんが一人一人がごみ拾い、環境美化の思いをもっていただければというふうに思います。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 9月1日から12月31日までという長きにわたってですね、いろいろと行事が詰まっているわけですね。そうしたときに、やっぱり今まで予定はしていたそうい

う日程がないということで、ほかのところに持ってこられると、また、そこで日程を出すのに苦慮をするということになりかねないかというふうに思うんですが。ですので、それは各区のそれぞれの行事の日程の中で調整されると思うんですが、やっぱりこうした分散化するのはいかがかなとは思いますが。それとですね、やっぱりこれは幸田町独自のものなんですかね、それだけをお聞きます。

委員長 環境課長。

環境課長 まず、分散化につきましてですけども、確かに一つの日とか、週間の中で幸田町が一斉にそういった催物をやるということで環境美化の人たち全体の意識を高めるという効果もあろうかと思いますが、実際に町民の皆様の御負担になってはよくないという部分で少し長い期間を持たしていただいたということで御理解いただきたいと思います。あと、もう一つ、9月につきましては、9月というか、2回目につきましては、ほかの市、町条例等を確認させていただいて、年に1回だけのところもあれば2回やるところもあるというところで、そういった意味では今まで9月にやっとなら2回目につきましては幸田町独自のものというふうに思っています。6月の頭、5月30日、ごみゼロの日から1週間の部分については多くの市町で行政で実施をしとるということで認識しております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決をいたします。

第14号議案 「幸田町空き缶等ごみ散乱防止条例の一部改正について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって第14号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案 「幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

環境課長。

環境課長 この場をお借りして、直接条例に関わることはありませんが、一件報告をさせていただきます。協議会で六栗環境広場につきまして整備状況を御報告させていただきました内容と一部変更しましたので報告をさせていただきます。変更した内容につきましてはフェンスの高さを全面4メートルにかさ上げいたしました。当初、西面、南面を1.8、東面、北面を3メートルというふうに設計したわけですけども、委員の皆様方の御意見いただきまして利用者の安全性、利便性を検討しまして4メートルまでかさ上げすることといたしましたので御報告させていただきます。

委員長 説明は終わりました。

それじゃ、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第15号議案 「幸田町六栗環境広場の設置及び管理に関する条例の制定について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって第15号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案「幸田町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたします。
本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 この占用料ですけれども、愛知県の見直しに基づいて幸田町も改正するという内容でありますけれども、本会議でも質問したんですけれども、項目によってですね、引き下げたところ、引き上げたところ、それぞれあるわけですから、これは県と同じようにされたところもあるということであるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

委員長 土木課長。

土木課長 委員がおっしゃるとおり、県と横並びになっております。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 この道路占用料を引き上げることによって、引き下げることもあるんですけれども、どれぐらいの影響額、見込額があるのか伺いたいと思います。

委員長 土木課長。

土木課長 金額、今年のを新しいのに置き換えた場合、歳入として85万円の増額となります。比率で言いますと、前年度比104.37パーセントとなります。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第16号議案 「幸田町道路占用料条例の一部改正について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案 「幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第17号議案 「幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第17号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案 「幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第18号議案 「幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第18号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案 「幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

14番、丸山委員。

14番丸山千代子 今回ですね、管理職の職員が深夜にですね、勤務した場合ですね、午後10時からということで延長されたわけにありますけれども、こうしたですね、対象時間帯の拡大によって、対象時間帯が拡大をされることによって、手当が引き上がるわけですが、年間どれぐらいのですね、勤務があるのかお伺いしたいと思います。平均で結構です。

委員長 答弁を求めます。

水道課長。

水道課長 管理職の10時から、勤務のあれですが、本当にもう毎年あるときもないときもいろいろありますけども、やはり、台風ですとか、特別、急な漏水だとか、そういうようなことで年間一、二回はあるかなというぐらいになります。

委員長 14番、丸山委員。

14番丸山千代子 一般職とですね、同じわけ、同じになるわけですが、一般職の勤務以外にですね、水道課としてですね、対応しなければならないときもあるんですが、そうしたとき、そういうことは特別に災害以外にはないということですね。

委員長 水道課長。

水道課長 そうですね、一般職、急な漏水みたいのがあるのはもちろん一般職、水道課特有のものですけども、それ以外に特に一般職と違うというのは思っておりません。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第19号議案 「幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、第19号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案 「幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

丸山委員。

14番丸山千代子 今回の議案はですね、引用条項の整理ということで条ずれの整理なんですけれども、この改正の理由に挙げられております建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正すると、これはどのような本条例の内容なのでしょうか。

委員長 水道課主幹。

水道課主幹 今回は引用条項の整理ということで改正を挙げさせていただきました。条項としては建設業法施行令34条が一部改正で、37条へと条ずれを生じております。こちらにつきましては、前回12月議会の際に、資格要件の変更ということで、布設工事監督者、本条例第3条、それから水道技術管理者、本条例第4条でそれぞれ土木施工管理1級の技術検定の合格者を新たに資格要件にと追加いたしまして、この土木施工管理1級の根拠規定がこの建設業法施行令第34条となっておりましたのが、12月の会期中にちょうどになるんですけれども、昨年12月中に建設業法施行令の一部改正がございまして、第34条から37条へと条ずれを起こしておりますので、今回改めて改正を提案させていただきました。

委員長 丸山委員。

14番丸山千代子 分かりました。多分そうじゃないかなと思ったんですけれども、そうですね、12月議会のときに同時にこれはできなかったのかなと思うんですが、それはできなかったということですか。

委員長 水道課主幹。

水道課主幹 日程の算定でございしますが、この建設業法施行令ですね、令和6年12月12日公布で、令和6年12月13日同日施行ということで建設業法施行令が改正されておりましたので、ちょうど本庁の12月議会の会期中でありましたので、12月議会では困難であったということでもあります。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第20号議案 「幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第20号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案 「町道路線の認定及び廃止について」を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第21号議案 「町道路線の認定及び廃止について」を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第21号議案は原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前9時31分

委員長 閉会に当たり、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町長 ただいまは、9つの単行議案につきまして、付託されました単行議案につきまして、慎重審議ありがとうございました。本会議におかれましても原案どおり可決承認いただきましたようお願いいたします。

最近、冬場でありますけど、夏ではなく、ノロウイルスによる食中毒の案件が町内にはありませんけども、大変頻繁化しておるという中で、体調管理には十分気を付けていただきたいと思っております。

本日は慎重審議ありがとうございました。以上です。

委員長 熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

散会 午前9時31分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和7年3月17日

福祉産業建設委員会
委員長